2　走行距離計の表示、取付位置、精度等に関し、保安基準第65条の２第２項の告示で定める基準は、協定規則第39号の規則5.5.から5.12.までに定める基準とする。２個以上の走行距離計を装備する場合、これらすべての走行距離計は、本項の要件を満たしていなければならない。	（新設）
（速度計等） **第269条**　（略）	（速度計） **第269条**　（略）
2　走行距離計の表示、取付位置、精度等に関し、保安基準第65条の２第２項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。 一　走行距離計は、運転者が容易に確認できる位置に備えること。 二　走行距離計が表示する距離は、平坦な舗装路面での走行時において、著しい誤差のないものであること。	（新設）
（速度計等） **第285条**　（略）	（速度計） **第285条**　（略）
2　走行距離計の表示、取付位置、精度等に関し、保安基準第65条の２第２項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。 一　走行距離計は、運転者が容易に確認できる位置に備えること。 二　走行距離計が表示する距離は、平坦な舗装路面での走行時において、著しい誤差のないものであること。	（新設）
別添52　灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準	別添52　灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準
1.・2.　（略）	1.・2.　（略）
3.　一般規定	3.　一般規定
3.1.～3.30.　（略）	3.1.～3.30.　（略）
3.31.　運転支援プロジェクションに関する一般規定	3.31.　運転支援プロジェクションに関する一般規定
3.31.1.～3.31.9.　（略）	3.31.1.～3.31.9.　（略）
3.31.10.　運転支援プロジェクションを投影する機能は、軌道予測、逆走警告及び衝突危険警告のための作動を除き、自動車の速度が65km／ｈ未満の場合において、作動しない構造であること。ただし、既にその機能が作動している場合においては、自動車の速度が40km／ｈを超えている場合に限り、作動させたままでもよいものとする。	3.31.10.　運転支援プロジェクションを投影する機能は、逆走警告及び衝突危険警告のための作動を除き、自動車の速度が65km／ｈ未満の場合において、作動しない構造であること。ただし、既にその機能が作動している場合においては、自動車の速度が40km／ｈを超えている場合に限り、作動させたままでもよいものとする。
3.31.11.　軌道予測を除き、運転支援プロジェクションの外縁から自動車の中心を通り進行方向に平行な鉛直面までの距離は、1,250㎜を超えないこと。	3.31.11.　運転支援プロジェクションの外縁から自動車の中心を通り進行方向に平行な鉛直面までの距離は、1,250㎜を超えないこと。
3.31.12.　別紙14に図示する軌道予測の場合、3.31.11.の要件にかかわらず、運転支援プロジェクションは、車両の重心の軌道予測に応じて変形することができる。運転支援プロジェクションは装備した付属品及び被牽引自動車（該当する場合）を含めた車両の幅より広くならないものとし、いかなる場合でも、2,600㎜を超えないものとする。	（新設）
3.32　（略）	3.32　（略）
4.　個別規定	4.　個別規定
4.1.　走行用前照灯	4.1.　走行用前照灯
4.1.1.～4.1.8.　（略）	4.1.1.～4.1.8.　（略）
4.1.9.　その他の要件	4.1.9.　その他の要件
4.1.9.1.　走行用前照灯は、同時に点灯することができる走行用前照灯の最大光度の合計が参考値100（ここで「参考値」とは、走行用前照灯の最大光度を4,300で割った値をいう。）を超えないものでなければならない。	4.1.9.1.　走行用前照灯は、同時に点灯することができる走行用前照灯の最大光度の合計が430,000cd（参考値100に該当する。ここで「参考値」とは、走行用前照灯の最大光度を4,300で割った値をいう。）を超えないものでなければならない。
4.1.9.2.・4.1.9.3.　（略）	4.1.9.2.・4.1.9.3.　（略）
4.2.　すれ違い用前照灯	4.2.　すれ違い用前照灯
4.2.1.～4.2.7.　（略）	4.2.1.～4.2.7.　（略）